

## 池瀨 充彦 大阪社会医療センター附属病院

この度、リハビリテーション専門医の末席に加えていただきました、池瀨充彦と申します。卒後は一貫して整形外科医として勤務してきましたが、脳性麻痺患者さんの治療・回復期リハビリテーションに接する機会を得て運動機能の回復と社会復帰に興味を覚え、遅まきながら専門医資格の取得を志した次第です。

現在は西成の大阪社会医療センター附属病院で整形外科医として勤務しており、リハビリテーション医療から離れた環境ではありますが、少しずつでもリハビリテーション専門医としての研鑽に努めていきたいと考えております。

今後とも、諸先生方からのご指導・ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

## 田中 有美 箕面市立病院リハビリテーション科

平成四年鹿児島大学卒、麻酔科より平成九年に鹿児島大学リハビリテーション科へ転科、平成十三年より大阪大学整形外科に加えていただきました。結婚、出産を経て、この度ようやく専門医に認定していただきました。これまで数多くの症例を経験させていただいた、田中信行先生、川平和美先生、大澤傑先生に感謝申し上げます。

リハビリテーション科へ転科の動機は、学生時代の講義で高次脳機能の不思議さもさることながら、趣味であるバドミントンを通じての運動生理、コンディショニング等、病院と生活を繋ぐ、自分にとってはより身近な医療と感じたからです。

これからも地域に根ざしたリハを展開していけるよう、微力ながら尽力したいと存じます。

## 梅本 安則 和歌山県立医科大学 リハビリテーション科

今回、リハ専門医になり、出発点に立ったという希望を持つ以上に責任を感じています。

リハを専門とする立場となり、責任を持って障害者の全ての問題点をmanagementする難しさを痛感し、諸先輩方の偉大さを再確認しています。

リハ医として、勤務し始めた時から分かっていましたが、専門医となり、前以上に患者さんをmanagementするために必要な知識・経験を粛々と積み重ねていく事だけが、一人前のリハ専門医になる道であると感じております。

今後とも、諸先輩方のご指導を頂き、生命予後・機能・能力・社会生活を向上させる事が出来、患者さんから心から信頼して貰える専門医となれる様に努力してまいりますので、ご指導の程をよろしくお願い申し上げます。

## 施設紹介 <第10回>

### 社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団 東大阪市療育センター

〒577-0065 東大阪市高井田中1丁目5番16号  
TEL:06-6783-1425(代) Fax:06-6783-6105  
<http://www.hsj.or.jp/ryoiku/index.htm>



それから二十数年、現行の法制度に則った施設として、診療所にはあらたにST、心理室を配置し、発達障害支援センターPAL(パル)も併設、脳性麻痺、激増する発達障害や重度心身障害児、染色体異常や難病等にも対応しているわけですが、平成20年になり、国で「障害児支援の見直し」がされるに従い、先駆的・実験的であったがために継続できなかった幾つかの取り組みも、約三十年の年月を経てようやく息を吹き返す可能性が出てきたように思われます。

いずれにしても、これからの道程も決して平坦なものではなさそうですが、理念である「障害を持ったすべての子どもたち・人々が、地域の中でごく当たり前暮らししていけるよう、その生活と健康を支える」ために、地道な努力を重ねてゆかなければならないと考えています。

(センター長 勝山 真介)

東大阪市療育センターは、近鉄奈良線河内永和駅から北へ徒歩10分程度の、東に生駒山を望むところにあります。障害児保育の制度化や養護学校(今の支援学校)の義務制化が図られ、ノーマライゼーションやインテグレーションの機運が高まっていた昭和55年1月、その産声をあげました。当初より通園、診療、相談の3つの部門からなり、通園部門の「第一はばたき園」は定員60名の知的障害児、「第二はばたき園」は定員40名の肢体不自由児の施設で、障害種別にこだわらない療育と、親支援の重要性から母子通園を原則としました。指導員、PT、OT、看護師、保健師、臨床心理士など、あらゆるスタッフが一緒に参加し、地域療育を目標に掲げ、子どもの日常生活圏で生活することを手助けするために、さまざまな療育サービスが開始されました。診療部門では、外来児(者)診療(小児、リハ、整形、児

童精神、歯科、他)や、保育所・学校等への巡回相談、一時預かりをする「ホステル」(今の短期入所)を置きました。相談部門にはコーディネーターを置き、家庭児童相談室などの協同療育や、主にボーダーライン層にある子を見るための観察グループ、保健師による在宅障害児(者)訪問指導も行なわれました。いずれもニードに即した、国や府の制度にのらない東大阪市独自の事業でしたが、法制度というものはニードに遅れて整備されていくのが通常で、センター独自の事業や業務も、法制度が整うのを待たず、財政的な制約を受け、またリーダーを失うという悲劇にも見舞われ、あるものは姿を変え、縮小、廃止の道を進ることになります。(興味のある方は、エンパワメント研究所より出版されております向井承子著「たたかいはいのち果てる日までー医師中新井邦夫の愛の実践」をお読み下さい)

